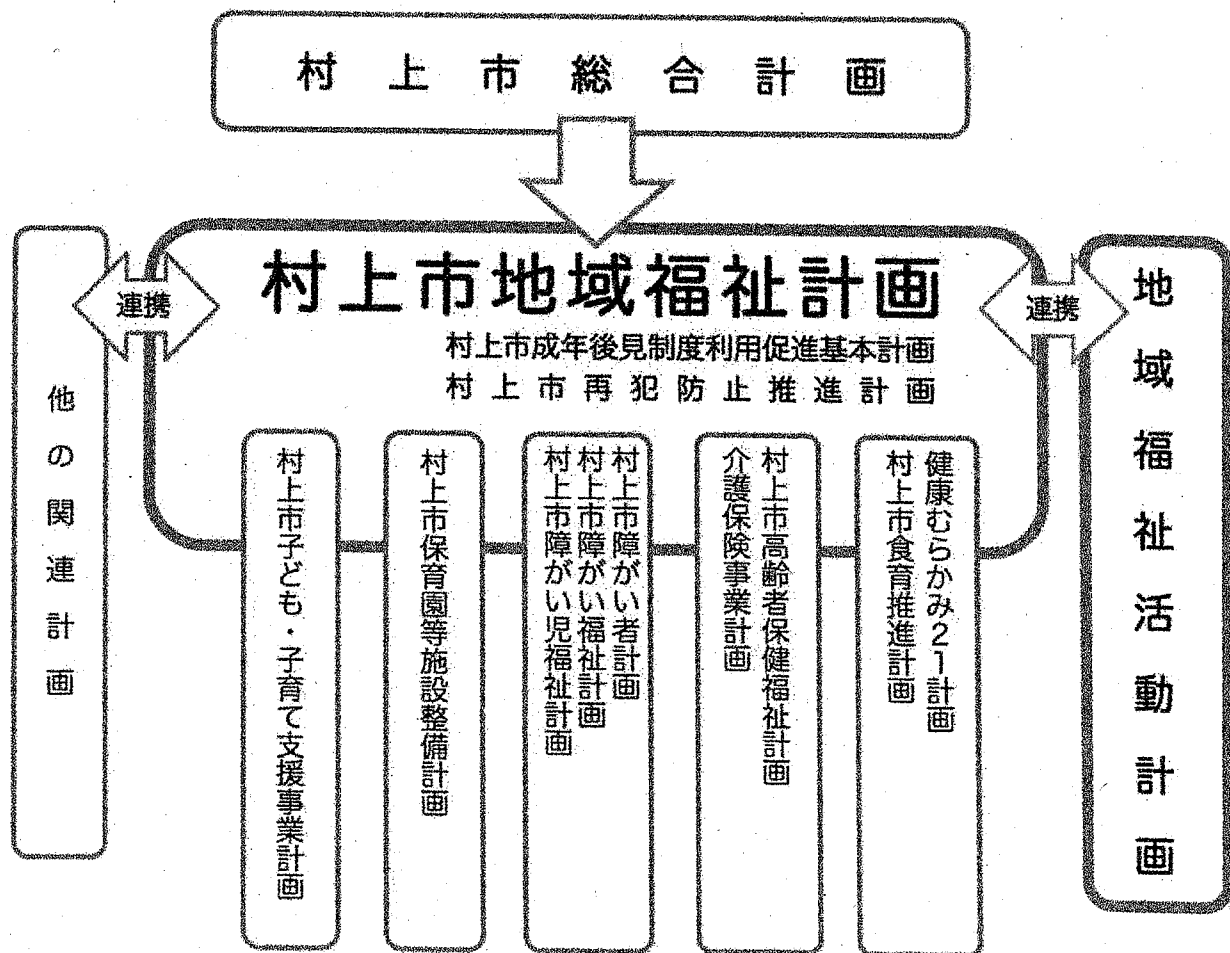


4 他計画との関係

地域福祉計画は、村上市総合計画を最上位計画とし、地域福祉の総合的な計画であることから、高齢者、障がい者、児童に関する分野の横断的な取り組みを進めていくために、個別計画と連携を図りながら策定します。

さらに、この計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。



【基本目標 4】

お互いを認め合い誰もが活躍できるまちづくり

地域愛を育み、子どもから高齢者、また、障がいの有無に関係なく誰もが地域の一員として認め合い受容できる地域の中で、様々な役割をもち活躍する機会が得られるまちづくりを目指します。

施策 (1)

権利擁護を進める地域づくり

(村上市成年後見制度利用促進基本計画)

【求められていること】

- ・一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加する中で、福祉サービスの利用や金銭管理が自らの判断で難しくなるなど、意思決定の支援が必要な方が増えており支援者が必要です。
- ・認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない状態になっても支援できるよう、成年後見人等*が円滑に活動できるサポート体制が必要です。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

- 成年後見制度*の内容やどういった方が利用できるのかなど、認知度はあまり高くない傾向にあります。
- 自身や家族の判断能力が不十分な状態になったとき、不動産・預貯金の管理や処分、福祉サービスや入院時の契約などで困っている人が多いです。

【ヒアリングから】

- 市民後見人養成講座*修了生のスキルアップやその活動をする場が足りない。
- 身寄りなし世帯を支える仕組みが必要ではないか。
- 障がいのある方、もしくは障害者手帳を保持しない特性のある若年層の方の将来について、世帯単位でライフプランニングできる仕組みがほしい。
- すべての人を受容する社会（ソーシャル・インクルージョン*）になってほしい。
- 就労支援事業所*、親亡き後の住居の確保がまだ不足している。
- 障がいのある方の災害時の対応を平時から話し合う機会があれば良い。

☆身近な事例☆

一人暮らしで身寄りのない方から「病院で手術を受ける際、付き添いが必要と言われた。頼む人もいないし、どうしたらよいのか。自分は病気を治したいだけなのに…」というような相談が増えています。

認知症や障がいなどのため自らの判断がむずかしい方の代弁者となり、自己実現・自己決定を支援し安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。

市の取り組み

○権利擁護*の推進

- ・認知症高齢者や親亡き後の支援が必要な障がい者等の増加が見込まれる中、今後ますます成年後見制度*の需要が高まると予想され、支援を必要としている人を速やかに発見し、相談や支援する体制をつくります。

○市民後見人*の養成

- ・成年後見制度*の利用ニーズが増加し、専門職後見人が不足している現状から、地域の身近な担い手として期待されている市民後見人を養成します。

○中核機関の設置と地域連携ネットワーク*の構築

- ・支援者や関係機関（親族、後見人等、福祉・医療・法律等各種専門職など）がチームとして連携し、成年後見制度*の利用の支援が継続できるようなネットワークを構築するとともに、連絡・調整の中核となる機関を設置し、支援の安定と対応強化を図ります。

住民ができること

- 困っている人を見逃さない地域をつくりましょう。困っている人がいれば、市や社会福祉協議会に相談しましょう。
- 認知症や障がい者、特性のある方への理解を深めましょう。
- 将来の不安に備え、成年後見制度や福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業*などを活用しましょう。
- 虐待やDV*を発見したり、疑われる場合は、関係機関に通報しましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 市・社会福祉協議会が実施する市民後見人養成講座*や成年後見制度に関する講演会などに積極的に参加し、理解を深めます。
- 認知症や障がいについて理解し、就労体験の受け入れや雇用について関係機関との連携を図ります。
- 身寄りなしの方の入院・入所、老後など生活における不安を軽減できるよう関係機関が連携します。
- 人権擁護委員協議会*は、市や社会福祉協議会と連携し、地域に出向き人権擁護の啓発に取り組みます。

社会福祉協議会の取り組み

○日常生活自立支援事業*の実施

- ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち日常生活を送るうえで支障がある方に、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を継続して実施します。

○法人後見事業*の実施

- ・司法分野、市等と連携・協力し、意思決定が困難な高齢者や障がい者等の権利と財産を守り、安心して生活できるように法人後見事業*を実施します。

○市民後見人*の養成と支援体制の整備

- ・市と連携して、市民後見人養成講座*の実施や講座修了者が活動できるよう支援体制を整備し、人材育成に努めます。

○成年後見制度*の普及啓発と活用促進

- ・成年後見制度の周知と理解を得るために、広報誌やホームページなどで普及啓発を行い、制度の活用促進を図ります。

